



平成 20 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 大 京
代 表 者：代表執行役社長 田代 正明
コ ー ド 番 号：8840 東証・大証第 1 部
問 い 合 わ せ 先：執行役グループ広報部長 落合 英治
TEL 03-3475-3802

第三者割当による優先株式（第 7 種優先株式）の発行に関するお知らせ

当社は、本日、当社取締役会において、当社第 7 種優先株式（以下「本優先株式」という）の発行に関して決議し、オリックス株式会社（以下「オリックス」という）との間で、これに関する株式引受契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。なお、本優先株式の発行につきましては、平成 21 年 3 月上旬開催予定の当社臨時株主総会および種類株主総会において、関連する議案の全てが承認されること等を条件としております。

記

1. 第三者割当により発行される株式の募集の目的

当社は、昨年来の地価、建築費の高騰により主力のマンション分譲事業における収益性が低下したことに加え、不動産市場を取り巻く環境が想定以上に落ち込んだこと等から、販売期間の長期化や売れ行きの鈍化により利益率が低下し、引渡戸数が減少いたしました。

当社は、こうした厳しい事業環境が当面続くものと想定していることから、当期の売上商品に加え、次期以降の売上商品を含む全てのたな卸不動産の評価を同様の観点から見直し、将来の評価損リスクを回避することとし、多額の評価損計上ならびに繰越税金資産の取り崩しにより、当期は純損失を見込むため自己資本が毀損することとなりました。

このため、自己資本増強策として、少なくとも 15%以上の自己資本比率を確保する方向で筆頭株主であるオリックスと協議してまいりましたが、今般、財務基盤の強化を図り、安定した経営基盤を構築するために、同社を引受人とする第三者割当による優先株式を発行することといたしました。

オリックスは、当社と資本提携契約を締結している当社の筆頭株主であり、当社はオリックスの持分法適用会社であります。同社には、当社の経営方針をご理解いただいております。今後もより一層の連携を強化することで中長期的にサポートいただけることから、第三者割当増資を引受けていただくことといたしました。

調達資金については収益力の拡大、企業価値の向上に資する使途を予定しております。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

発行総額	10,000 百万円
発行諸費用概算額	36 百万円
差引手取概算額	9,964 百万円

(2) 調達する資金の具体的な使途

第三者割当増資による調達資金は、不採算事業の見直しや人員等の合理化等を進めるために必要となる費用のほか、今後の経営方針に基づきグループ事業の柱となるストック事業における収益拡大のための資金等に充当する予定です。

(3) 調達する資金の支出予定時期

本優先株式の発行総額は、払込期日である平成21年3月13日(予定)に当社銀行口座に振り込まれる予定であり、同時期以降に支出する見通しですが、その差引手取概算額につきましては、上記資金使途に充当するまでの間、当該金額を当社銀行口座にて管理し、他の資金使途に充当することはありません。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本増資による調達資金を、今後の経営方針に基づく不採算事業の見直し、ストック事業における収益拡大のための資金等に充当することは、合理化による収益力の向上や今後の成長に結びつくとともに、今後の当社グループが環境の変化に柔軟に対応できる経営基盤を構築することに資するものであります。したがって、今回の第三者割当増資により調達する資金使途には十分な合理性があるものと判断しております。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

決算期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3期
売上高	434,302	376,666	394,102
営業利益	30,237	34,994	31,117
経常利益	26,131	32,823	27,700
当期純利益	31,899	24,683	16,255
1株当たり当期純利益(円)	97.61	74.33	46.84
1株当たり配当金(円)	普通株式	普通株式	普通株式
	第1回第1種優先株式	第1回第1種優先株式	第1回第1種優先株式
	第1回第2種優先株式	第1回第2種優先株式	第1回第2種優先株式
	第1回第3種優先株式	第1回第4種優先株式	第1回第4種優先株式
	第1回第4種優先株式		
1株当たり純資産(円)	93.26	204.43	268.87

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成20年9月30日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	345,387,738株	100.00%
現時点の取得価額(行使価額)における潜在株式数	162,967,960株	47.18%
	(第1回第1種優先株式 11,261,261株)	(第1回第1種優先株式 3.26%)
	(第1回第2種優先株式 56,890,013株)	(第1回第2種優先株式 16.47%)
	(第1回第4種優先株式 94,816,688株)	(第1回第4種優先株式 27.45%)
下限値の取得価額(行使価額)における潜在株式数	217,730,369株	63.04%
	(第1回第1種優先株式 11,261,261株)	(第1回第1種優先株式 3.26%)
	(第1回第2種優先株式 71,090,047株)	(第1回第2種優先株式 20.58%)
	(第1回第4種優先株式 135,379,061株)	(第1回第4種優先株式 39.20%)
上限値の取得価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

※ 現時点の取得価額は、第1回第1種優先株式が355.2円、第1回第2種優先株式が79.1円、第1回第4種優先株式が79.1円です。

※ 下限値の取得価額は、第1回第1種優先株式が355.2円、第1回第2種優先株式が63.3円、第1回第4種優先株式が55.4円です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始 値	687 円	646 円	208 円
高 値	755 円	654 円	251 円
安 値	389 円	183 円	77 円
終 値	648 円	210 円	90 円

※ 平成21年3月期の株価は、平成20年11月6日現在で表示しております。

② 最近6カ月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	211 円	175 円	144 円	153 円	150 円	103 円
高 値	214 円	179 円	169 円	170 円	151 円	109 円
安 値	162 円	128 円	128 円	130 円	77 円	88 円
終 値	172 円	142 円	156 円	158 円	101 円	90 円

※ 平成20年11月の株価は、平成20年11月6日現在で表示しております。

③ 発行決議日の前日における株価

	平成20年11月6日現在
始 値	90 円
高 値	96 円
安 値	88 円
終 値	90 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成21年3月13日予定
調達資金の額	9,964,000,000 円 (発行価額: 400 円) (差引手取概算額)
募集時における 発行済株式数	普通株式 345,387,738 株 第1回第1種優先株式 10,000,000 株 第1回第2種優先株式 11,250,000 株 第1回第4種優先株式 18,750,000 株 合計 385,387,738 株
当該増資による 発行株式数	第7種優先株式 25,000,000 株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 345,387,738 株 第1回第1種優先株式 10,000,000 株 第1回第2種優先株式 11,250,000 株 第1回第4種優先株式 18,750,000 株 第7種優先株式 25,000,000 株 合計 410,387,738 株
割 当 先	オリックス株式会社

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

4. 大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成 20 年 9 月 30 日現在）		募集後
オリックス(株)	40.22%	同左
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4)	2.11%	
あいおい損害保険(株)（常任代理人 日 本マスタートラスト信託銀行(株)）	2.02%	
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4G)	1.55%	
大京取引先持株会	1.27%	
大京グループ従業員持株会	1.15%	
J F E 工建(株)	1.05%	
三菱UFJ信託銀行(株)（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株)）	1.04%	
(株)大京	0.89%	
ジェーピーエムシーエヌエイアイティー エスロンドンクライアーツアカウントモ ルガンスタンレイアードカンパニーイン ターナショナル（常任代理人 (株)みずほ コーポレート銀行兜町証券決済業務室)	0.86%	

(2) 第1回第1種優先株式

募集前（平成 20 年 9 月 30 日現在）		募集後
オリックス(株)	100.00%	同左

(3) 第1回第2種優先株式

募集前（平成 20 年 9 月 30 日現在）		募集後
オリックス(株)	100.00%	同左

(4) 第1回第4種優先株式

募集前（平成 20 年 9 月 30 日現在）		募集後
オリックス(株)	100.00%	同左

(5) 第7種優先株式

募集前（平成 20 年 9 月 30 日現在）		募集後
—	—	オリックス(株) 100.00%

5. 業績への影響の見通し

本優先株式発行により、自己資本の回復と財務体質の改善を図ることができると考えております。

なお、今回の第三者割当増資による業績への影響につきましては、本日付開示資料「平成 21 年 3 月期 第 2 四半期決算短信」における平成 21 年 3 月期の連結業績予想数値に織り込み済みであります。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

今回の第三者割当における本優先株式の発行価額は 1 株につき 400 円です。

当社は引受先であるオリックスと慎重に協議および検討を重ねた結果、取得請求権に係る当初取得価額を 102 円と決定いたしました。当初取得価額は、本取締役会決議の日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値や、本取締役会の前日から遡る 30 取引日の同取引所における当社普通株式の毎日の終値の平均値、日本株式

市場の株価状況、払込日までの相場の変動性および当社の現状を考慮した今回の資金調達の必要性を総合的に勘案したうえで決定したものであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式には、取得価額に応じた普通株式の交付を請求することができる取得請求権が付与されていることから、全ての請求権が当初条件で行使された場合、発行される普通株式数は98,039,216株となり、平成20年9月30日現在の発行済普通株式数の28.39%となります。また、上記取得請求後においては、オリックスが発行済普通株式数の53.44%を保有することとなります。

また、本優先株式に加え、現時点における発行済優先株式（第1回第1種優先株式・第1回第2種優先株式・第1回第4種優先株式）の全ての請求権についても現時点における条件で行使された場合、発行される普通株式数は261,007,178株となり、平成20年9月30日現在の発行済普通株式数の75.57%となります。また、上記取得請求後においては、オリックスが発行済普通株式総数の65.95%を保有することとなります。

しかしながら、当社はオリックスとの関係を一層強固なものにすることにより、財務の安定性を確保し、かつシナジー効果の発揮による収益力の強化を図ることで、更なる企業価値の向上が可能となると判断しております。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

(平成20年3月31日現在)

① 商号	オリックス株式会社	
② 事業内容	多角的金融サービス業	
③ 設立年月日	昭和39年4月17日	
④ 本店所在地	東京都港区浜松町2丁目4番1号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 梁瀬 行雄	
⑥ 資本金	102,107百万円	
⑦ 発行済株式数	92,193,067株	
⑧ 株主資本	1,267,917百万円（連結）	
⑨ 総資産	8,994,970百万円（連結）	
⑩ 決算期	3月31日	
⑪ 従業員数	18,702名（連結）	
⑫ 大株主及び持株比率	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー （常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	8.15%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	7.90%
	日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	6.42%
	ザチェースマンハッタンバンク 385036（常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	2.87%
	ナツクムコ（常任代理人 シティバンク銀行㈱）	2.49%
⑬ 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 住友信託銀行株式会社 株式会社三井住友銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 農林中央金庫	
⑭ 上場会社と割当先の関係等	資本関係	当社の筆頭株主であり、当社は割当先の持分法適用会社であります。 普通株式 発行済普通株式数：40.22%所有 第1回第1種優先株式 発行済普通株式数：100.00%所有 第1回第2種優先株式 発行済普通株式数：100.00%所有 第1回第4種優先株式 発行済普通株式数：100.00%所有 (平成20年9月30日現在)

	取引関係	当社は割当先と資本提携契約等の締結を行っております。	
	人的関係	割当先の取締役1名と社外取締役1名が当社の社外取締役を兼務しております。	
	関連当事者への該当状況	当社は割当先の持分法適用関連会社です。	
⑮ 最近3年間の業績	米国会計基準（連結）		（単位：百万円）
決算期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
営業収益	947,824	1,142,553	1,154,054
営業利益	217,338	282,166	189,201
税引前当期純利益	252,150	316,074	249,766
当期純利益	166,388	196,506	169,597
1株当たり当期純利益（円）	1,883.89	2,177.10	1,860.63
1株当たり配当金（円）	90	130	260
1株当たり純資産（円）	10,608.97	13,089.83	14,010.62

(2) 割当先を選定した理由

オリックスは当社の筆頭株主であり、両社は、平成17年1月の資本提携契約の締結以降、不動産の開発・分譲から不動産関連ファイナンスに至る様々な不動産事業の分野において、双方の強みを生かしつつシナジー効果を発揮してまいりました。

当社が今後、より一層の財務基盤の充実と収益性の向上を図り、不動産業界における地位を向上させていくためには、オリックスとの関係をより強固なものにしていくことが必要であると判断し今回の合意に至りました。

(3) 割当先の保有方針

当社と割当先であるオリックスとの間において、本優先株式についての継続保有に関する特段の取決めはございません。

8. 本優先株式発行の日程

平成20年11月7日	新株式発行取締役会決議
平成20年11月19日	臨時株主総会・種類株主総会基準日設定公告
平成20年12月4日	臨時株主総会・種類株主総会に係る基準日
平成21年3月上旬	臨時株主総会・種類株主総会（予定）
平成21年3月13日	申込期日・払込期日（予定）

9. 本優先株式発行要項

次頁以下をご参照下さい。

以 上

第7種優先株式発行要項

- 1 株式の名称
株式会社大京第7種優先株式（以下「第7種優先株式」という。）
- 2 募集株式の数
25,000,000株
- 3 募集株式の払込金額
募集株式1株につき金400円
- 4 払込金額の総額
10,000,000,000円
- 5 払込期日
平成21年3月13日
- 6 増加する資本金及び資本準備金の額
資本金 5,000,000,000円（1株につき200円）
資本準備金 5,000,000,000円（1株につき200円）
- 7 発行方法
第三者割当ての方法により、全ての第7種優先株式をオリックス株式会社に割り当てる。
- 8 剰余金の配当
 - ① 当社は、平成23年3月31日以降（同日を含む。）に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款第42条第1項に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録された第7種優先株式を有する株主（以下「第7種優先株主」という。）又は第7種優先株式の登録株式質権者（以下「第7種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第7種優先株式1株当たり、第7種優先株式1株当たりの払込金額相当額にそれぞれの事業年度ごとに本項②に定める率（以下「第7種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、第7種優先株式1株当たり40円を上限とする。）の配当金（1円未満を切り捨てる。以下「第7種優先配当金」という。）を支払う。
 - ② 第7種優先配当年率は、各事業年度について、下記算式により算定される年率とする。

記

$$\text{第7種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 2.00\%$$

「日本円TIBOR（1年物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第7種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第7種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値とする。第7種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - ③ ある事業年度において第7種優先株主又は第7種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第7種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- ④ 第7種優先株主又は第7種優先登録株式質権者に対しては、第7種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
- ⑤ 第7種優先株主又は第7種優先登録質権者に対しては、平成23年3月31日以降（同日を含む。）に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款第42条第1項に定める期末配当以外の配当は行わない。

9 残余財産の分配

- ① 当社は、残余財産の分配をするときは、第7種優先株主又は第7種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株につき、第7種優先株式1株当たりの払込金額相当額（以下「第7種優先残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。
- ② 第7種優先株主又は第7種優先登録株式質権者に対して第7種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、第7種優先株主又は第7種優先登録株式質権者は、第7種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

10 議決権

第7種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を行使することができない。

11 取得請求権

第7種優先株主は、平成23年4月1日から平成43年3月31日までの間（以下「第7種優先株式取得請求期間」という。）、いつでも、当社に対して、その有する第7種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第7種優先株主が取得の請求をした第7種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該第7種優先株主に対して交付するものとする。

- ① 取得と引換えに交付する普通株式の数
 - (a) 第7種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{第7種優先株主が取得の請求をした第7種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$
 - (b) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

② 当初取得価額

取得価額は、当初、102円とする。

③ 取得価額の修正

当初取得価額は、平成23年4月1日以降平成42年4月1日までの毎年4月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）に、修正基準日における時価に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が当初取得価額の100%に相当する額（但し、下記④に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。）を上回る場合、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の80%に相当する額（但し、下記④に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入す

る。

なお、時価算定期間中に下記④に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記④に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

④ 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 本(a)(vi)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される（請求により取得される場合を含む。以下同じ。）株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本④において同じ。）もしくはその他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券若しくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数及び処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}$$

但し、本(iii)による取得価額の調整は、第7種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (iv) 本(a)(vi)で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって(x)普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)又は、(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行又は処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(iv)による取得価額の調整は、第7種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。
 - (v) 行使することにより、本(a)(vi)で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに取得される株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本(v)による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、第7種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。
 - (vi) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な取得価額の調整を行う。
- (i) 会社分割、株式交換又は合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。
 - (iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
 - (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第7種優先株主又は第7種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- ⑤ 取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 - ⑥ 取得の効力発生
取得の効力は、取得請求書及び取得請求に係る第7種優先株式の株券が上記⑤に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。但し、第7種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

1.2 取得条項

当社は、第7種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかった第7種優先株式の全部を、第7種優先株式取得請求期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日（以下「一斉取得日」という。）が到来することをもって取得するものとし、当社は、かかる第7種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第7種優先株式の払込金額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を第7種優先株主に対して交付するものとする。但し、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。第7種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

1.3 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第7種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。また、当社は、第7種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

1.4 優先株式間の優先順位

第1種優先株式ないし第7種優先株式間の剰余金の配当の支払順位及び残余財産の分配順位は同順位とする。当社の会社法第461条第2項に定める分配可能額が、第1種優先株式ないし第7種優先株式の発行に際して決定された1株あたりの優先配当金（以下「各種優先配当金」という。）に現存する各株式数を乗じて得られた金額の総合計額に満たない場合、各種優先株式間における1株あたりの優先配当額が各種優先配当金に比例する方法により配当金の支払いを行う。また、残余財産の分配可能額が、第1種優先株式ないし第7種優先株式の発行に際して決定された1株あたりの残余財産分配額に現存する各株式数を乗じて得られた金額の総合計額に満たない場合、各種優先株式間における1株あたりの分配額が同額となる方法により分配を行う。

以 上